

住民監査請求の結果の概要

(「県議会議員 1 名に係る政務調査費及び政務活動費」に関する件)

1 監査の結果

平成 27 年 3 月 4 日及び同月 16 日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、平成 27 年 4 月 28 日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

自由民主党神奈川県議会議員団所属の中村省司議員（以下「中村議員」という。）が政務調査費及び政務活動費（以下「政務調査費等」という。）を充当した「県政レポート」に係る領収書は架空のものであり、「県政レポート」が作成・配布された事実がないにもかかわらず、議会局経理課長が中村議員に対して返還請求権を行使していないことが、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるため、議会局経理課長が中村議員に対して返還を請求する措置を求める。

3 判断の理由

住民監査請求の対象となっている「県政レポート」に係る支出（以下「本件支出」という。）が実際に行われたか否かを確認するために、中村議員と石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行ったが、支出の事実を客観的に判断できる資料が乏しく、法で定められた監査権限によっては、本件支出の事実の有無を判断するには至らなかった。

このため支出の事実の有無を踏まえた判断はできないものの、仮に、請求人の主張どおり「県政レポート」に係る領収書は架空のものであり、「県政レポート」が作成・配布された事実がないとしても、平成 23 年度、24 年度及び 25 年度に、政務調査費等の交付先である自由民主党神奈川県議会議員団団長が議長あてに報告した当該年度の収支報告書によれば、支出合計額は収入合計額を上回っており、本件支出を政務調査費等の対象外として整理してもなお支出合計額が上回ることから、返還額は発生しない。

したがって、本件支出による返還請求権は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

なお、議会局は政務調査費等の審査に当たり、手引き（「政務調査費事務処理の手引き」及び「政務活動費の手引き」）に定められた政務調査費等の基本的な考え方などの判断基準に沿って、用途の内容、あて名、日付、金額等の各記載事項について確認しており、本件支出を政務調査費等の対象と認めたことに不適切な点は認められない。